

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大槻 秀訓
登録番号又は法人番号	14091735
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	ユナイテッド行政書士事務所
事務所所在地	横浜市中区元町4-168 BIZcomfort元町ビル3F-19
処分年月日	令和2年9月23日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（1年間）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、平成26年9月に払出を受けた職務上請求書について、一部の控えを紛失し、また、他の法律で制限されている業務を行い、職務目的以外に不正に使用していることが確認された。</p> <p>このことは、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項、第11条第1項及び第13条第1項に抵触し、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項第1号、第2号及び第8号に該当するため、神奈川県行政書士会会則第15条第1項第2号の規定に基づき「会員の権利の停止」処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。</p> <p>同規則第11条第1項 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の盗難、紛失又は棄損を防止するよう、適切に管理しなければならない。</p> <p>同規則第13条第1項 個人開業の行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の使用済み控えを、2年間保管しなければならない。</p> <p>神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項 個人会員が次の各号の一に該当するときまたは、前各号に該当する行為で悪質なものについては、会則第15条第1項第2号に規定する2年以内の会員の権利の停止処分を行う。</p> <p>(1) 法第9条に違反し、帳簿の備え付け、保存をしないとき。 (2) 法第1条の2第2項に違反し、他の法律で制限されている業務を行ったとき。 (8) 連合会会則第61条の2の規定による「職務上請求書」を職務目的以外に不正に使用し、または当該請求用紙を他人に譲渡したとき。</p> <p>神奈川県行政書士会会則第15条 個人会員の処分の種類は、次のとおりとする。 (2) 2年以内の会員の権利の停止</p>